

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和3年2月19日

香取市長

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
布野地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年1月9日
3. 集落・地域の耕地面積
21.6ha
4. 対象地区の課題
地区内には経営規模を拡大しようとする農家や農業後継者はおらず、新規就農者も見込まれないため、高齢化が進み耕作放棄地が増加する。
5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
既に地区内の水田を借り受けている近隣地区の農業法人に農地を集積させていく。
6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
法人 2法人
7. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針
担い手への農地集積には、農地中間管理機構を活用する。
8. 農地の貸付けの意向
3筆 5,975 m²